

政治活動制限条例と 労使関係条例の ネライとは…

条例が
施行された
大阪市では



職員の
管理・統制

労働組合
つぶし

意見の言えない
職場に

職場に
「どこでもドア」があって、
その向こうには…

職員への「思想調査」アンケートの実施時、ある課長が「どこでもドアだ。ドアを開けたら、そこに橋下市長がいると思っていた方がよい。そのつもりでしゃべらない」と話していたことが報告されています。2つの条例が施行されれば、時間内の所属長と組合役員の立ち話さえも規制の対象となります。



大阪市役所労働組合
田所 賢治さん



また時間外の署名活動も政治活動だと思い込み、署名を断る職員も出てきています。職場では、チクリを警戒した、職員間の分断と条例による職員の萎縮が広がっています。

それは
憲法違反の
暴挙



今こそ

声をあげ、立ち上がるとき!!

住民のために仕事ができる職場、 「全体の奉仕者」として、 自由に意見が言える職場を守ろう!!

憲法19条・21条・28条の
侵害を許したらあかん

思想・良心の自由(19条)、集会・結社・表現の自由(21条)、団結権(28条)は、すべての国民に与えられた権利です。橋下市長らは「公務員には思想良心の自由はない」「民意を語るな」などと発言し、労働組合への便宜供与まで禁止していますが、これらは明確な憲法違反です。選挙に勝ったからと言って憲法を無視する権利はありません。

条例づくりのねらいは
府庁の完全支配

条例制定の目的は「公務員に求められる政治的中立性を揺るがす事情が生じている」としていますが、松井知事は、府職員は「公務員である立場をしっかりと踏まえた対応をしている」と言っています。にもかかわらず、議員提案でこれらの条例をつくることは、職員を知事や議会に対して、いっさい反論しない「忠実なしもべ」にするためです。

難病患者の声
届かなくなる不安

NPO法人 大阪難病連 理事長
高橋 喜義

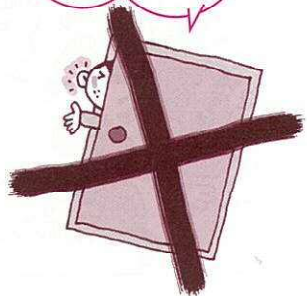
私たち難病患者にとっては、府立の病院や保健所は命にかかわる大切な存在です。これまで病院や保健所の職員のみなさんの協力もいただき、さまざまな要望もしてきました。今回の条例がつけられると私たち難病患者・家族の声が届かなくなってしまうのではないかと不安です。

住民の声が届かなくなる
条例は阻止しよう

住之江区市民病院を充実させる
市民の会事務局長 松本 安弘

住吉市民病院を守るため、府職労や病院労組のみなさんといっしょに取り組みをしています。すでに「政治活動制限条例」が施行された大阪市では、住吉市民病院の院長が、条例を理由に住民との懇談を拒否するという事も起こっています。住民の声や意見が届かなくなる条例は何としても阻止しましょう。

職場に
密告、監視の
「どこでもドア」を
つくらない
ために



ともに運動を
すすめてきた
みなさんからの
声は…